【資料２】

令和 6 年（2024 年）11 月 11 日

学校教育審議会　資料

豊中市立第八中学校区における中学校併設型小学校・小学校併設型中学校の学校運営のあり方について（答申素案）

令和　年（　　年）　　月　　日

豊中市学校教育審議会

もくじ

はじめに 4
１．豊中市がめざす小中一貫教育 5
1.1 豊中市がめざす小中一貫教育 5
1.2 小中一貫教育の必要性 5
1.3 豊中市の小中一貫教育に係る計画等 6
1.4 小中一貫教育推進のための学校形態 7
1.5 学園制推進に係る基本的方向性 8
（１）基本的な考え方 8
（２）学園運営の３つの柱 9
1.6 学園制推進に係る基本的方向性 9
（１）学園としての教育目標の共有 9
（２）学園の教育課程の編成・カリキュラムの充実 10
（３）学園長の設置 10
（４）学園名 10
（５）教職員への兼務発令・乗り入れ授業・教科担任制の拡充 10
（６）学園運営体制 10
（７）学園運営のための会議及び研究組織 11
（８）合同研修・合同研究授業等の実施 11
（９）コミュニティ・スクールの推進 11
（１０）生徒指導 11
（１１）基盤整備・開校支援 11
２．第八中学校区における小中一貫教育 13
2.1 経過 13
2.2 第八中学校区の現状・課題 13
2.3 教育目標及びめざす子ども像 14
2.4 学園グランドデザイン 16
３．第八中学校区における学園制の基本的方向性 18
3.1 対象校・学校位置 18
3.2 開校予定時期 18
3.3 スケジュール 18
3.4　第八中学校区における学園制の基本的な方向性 19
（１）学園長 19

（２）学園名等.....19
（３）兼務発令・乗り入れ授業・教科担任制の拡充.....19
（４）学園運営体制.....19
（５）学園運営のための会議及び研究組織.....19
（６）合同研修・合同研究授業等の実施.....20
（７）生徒指導.....20
（８）学校運営計画.....20
４．第八中学校区におけるカリキュラム.....21
4.1 基本的な考え方.....21
4.2 具体的な取り組みの工夫例.....21
５．第八中学校区における学校・保護者・地域の連携.....22
5.1 コミュニティ・スクール.....22
６．その他.....23
6.1　小中一貫教育推進の評価等.....23
おわりに～新しい学園制の開始にむけて.....24
参考資料.....25

はじめに

1．豊中市がめざす小中一貫教育

本章では、本市をとりまく現状・課題、本市の小中一貫教育に係る計画等及び小中一貫教育推進のための学校形態を示したうえで、本市における学園制推進のための基本的方向性に関する本審議会の意見を示しています。

1.1 豊中市がめざす小中一貫教育

近年、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新などにより、社会構造や雇用環境は急速に大きく変化しています。そうしたなかで、子どもたちは従来の知識習得型の学習だけでなく、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決したり、様々な情報や知識の概念的な理解を活用し、自分たちの状況に応じて再構成したりすることで、複雑な状況変化のなかにあっても、自分たちの目的を再構築し、実現に向けた意欲や実践力を高めることが求められています。教育の世界で「主体的・対話的で深い学び」「習得・活用・探究」といった言葉が注目を浴びているのも、こうした時代に、子どもたちが自らの人生に希望を持ち、みんなでしあわせな世界や未来を創ろうとする力を育むことにほかなりません。

世界が複雑化し、正解の見えない状況、むしろ自分たちでよりよい解決の方法を他者と協働してつくる力の基盤をすべての子どもたちに保障することが、公教育である小学校、中学校という義務教育 9 年間の使命です。現代とそれに続く未来は、長きにわたり知識の効率的な習得に大きな価値が見出されていた時代から、その知識を使って「なにができるか」「なにをしようとするのか」が求められる時代に変化しているとも言えます。

こうした状況は、本市の子どもたちにも無関係ではありません。子どもたちにこうした学びと育ちを保障するための方策の一つとして、本市は小中一貫教育を全市的に推進するという途を選択しました。

1.2 小中一貫教育の必要性

小・中学校の「学びの系統性・連続性」だけでなく、「円滑な接続」という点からも、小中一貫教育の必要性が望まれています。例えば、不登校児童生徒の問題からみれば、本市の令和 4 年度（2022 年度）の不登校児童生徒数は、平成 30 年度（2018 年度）の約 2.5 倍の増となっています。しかも、義務教育 9 年間を見通すと、特に中学校 1 年生で新規不登校人数が増える傾向があります。不登校は子どもの選択肢の一つとして認められるべきところとなっていますが、学びの保障や他者とのかかわりの機会の減少という点からは重大な課題です。

小学校と中学校の段差の問題は、以前から異なる環境や学校生活などを背景として、学習

面や生活面での課題が生じたり、いじめ、不登校などが起こったりすることが報告されてきました。一方で、小中連携や小小連携、小中一貫教育に取り組むことで成果を上げられることが国の報告等から確認されています。

本市の小・中学校には、学校運営や組織の違い、教育目標の違いがあります。特に同じ中学校に進学するにも関わらずそれぞれの学校でそれぞれの教育目標がたてられ、互いを知り合う機会や必要性が意識されてこなかった現状があります。小・中学校では対象とする児童生徒の発達段階が異なることから、学習指導、生徒指導の方法が異なり、小・中学校の教職員の職務の性質も異なっています。しかし、子どもたちの成長過程において、このような段差がすべての子どもに必要なのかという検討や校種間連携における柔軟性が求められています。学校教育法では、「学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて体系的な教育が組織的に行われなければならない」とされており、小中一貫教育の取り組みは、小学校や中学校といった校種の違いに子どもたちを適応させるのではなく、子どもの成長に応じた教育内容や指導方法をより柔軟に適用するためのシステムになり得るものとして考えます。

以上のような教育上の今日的諸課題への対策とその成果をふまえ、その解決方策の一つとして義務教育学校及び施設分離型の学園制を全市で展開し、小中一貫教育に精力的に取り組むことが求められます。

1.3 豊中市の小中一貫教育に係る計画等

本市では、「第 2 期豊中市教育振興計画」（令和 3 年（2021 年）3 月策定）及び「小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方」（令和 5 年（2023 年）5 月策定）等の諸計画・方針を策定し、児童生徒の「学びの連続」や「小学校と中学校との円滑な接続」をめざし全市的に小中一貫教育を推進することとなりました。

こうした計画を推進するにあたり、本市では、令和 5 年度（2023 年度）採用選考テストから、小中チャレンジ対象の選考を実施し、小学校教諭と中学校教諭、両方の免許を有する人材を確保することで、本市での小中一貫教育推進をふまえた人材確保に努めています。

また、これまで全市的に推進されていた小中連携の取り組みに加え、全中学校区において地域の実態に応じた小中一貫教育推進事業実施、小・中学校が連携した高学年教科担任制、小中連携を進める教職員加配や兼務といった取り組みを進めています。

令和 6 年度（2024 年度）現在、施設一体型の義務教育学校である庄内さくら学園（令和 5 年度（2023 年度）開校）、庄内よつば学園（令和 8 年度（2026 年度）開校予定）をはじめとして、施設分離型の学園となる第八中学校区（令和 8 年度（2026 年度）開校予定）など順次、学園の開校を計画しています。

小中一貫教育を前述した教育内容の改革のきっかけとするには、教育委員会及び行政機

関の支援も欠かせません。新たな特色ある教育内容を検討、試行、定着させ、これまでと違う学校体制を構築するためにも、企画調整するための人的支援や人材育成、予算的措置に加えて、学校現場と教育委員会が一体的に協働し、推進する必要があります。

1.4 小中一貫教育推進のための学校形態

学校教育法では、新たな学校形態として、義務教育学校及び中学校併設型小学校・小学校併設型中学校（以下、小中一貫型小中学校（学園制）という）の２つの形態により小中一貫教育推進をめざすことが謳われています。いずれも義務教育 9 年間の学校教育目標を設定し、9 年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施するものです。

本市においては、「小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方」をふまえ、現行の小・中学校について、この２つの学校形態のいずれかに移行していくことをめざしています。また、義務教育学校又は学園制の導入にあたっては、各学校区の実態・実情に応じ、総合的な視点で検討を進めていくこととされています。

本市の学園制への移行を最初に進めるモデル校区としては、これまでにも小中一貫の取り組みを先進的に進めてきた第八中学校区が設定され、令和８年度（2026 年度）の学園制移行をめざしています。学園制のもとでは、原則、中学校区を基本的な単位とし小・中学校という現在の学校の形を維持しながら、地域の小学校と中学校が一体的な組織マネジメントを行い、９年間の一貫性ある教育カリキュラムを提供することが求められます。

◆小中一貫教育に関する制度概要の比較

<table>
<tr><th></th><th>小中一貫教育の推進</th><th>中学校併設型小学校
・小学校併設型中学校
（学園制）</th><th>義務教育学校</th></tr>
<tr><td>修業年限</td><td colspan="2">小学校６年、中学校３年</td><td>９年
（前期課程６年+後期課程３年）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">組織・運営</td><td colspan="2">それぞれの学校に校長、教職員組織</td><td rowspan="2">一人の校長
一つの教職員組織</td></tr>
<tr><td></td><td>学校間の総合調整機能の強化
学校運営協議会等の連携強化</td></tr>
<tr><td>教育課程</td><td>子ども像を共有</td><td colspan="2">９年間の教育目標の設定
９年間の系統性等に配慮がなされた教育課程の編成</td></tr>
<tr><td>特例
指導内容入替・独自教科</td><td>文部科学大臣認定要</td><td colspan="2">手続き不要</td></tr>
</table>

（「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」（文部科学省　平成 28 年 12 月）に掲載の表をもとに作成）

◆学園制の特徴

（「小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方」（令和 5 年（2023 年）より）

組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態で、それぞれに校長、教職組織を有する

＜主な特徴＞

・これまでの小学校・中学校と原則、同じ学校形態（校舎・就業年限等は同じ）

・通学区域において分割校を解消したうえで、小中連携により一貫性のある教育環境を実現

・校長は各学校に 1 人

・〇学園△中学校、〇学園□小学校などの学園名を冠する

・関係校を一体的にマネジメントする組織設置、人員配置

・学校間の総合調整を行う学園長の設置

・学園内での教職員の兼務

1.5 学園制推進に係る基本的方向性

本市の小中一貫教育に係る計画等及び学校教育法が定める小中一貫教育推進のための学校形態の趣旨・特徴等をふまえ、本審議会においては、本市の学園制における学校運営体制・カリキュラム等の基本的方向性について、下記のとおり提言します。

（1）基本的な考え方

本市で今後展開される小中一貫教育では、各校区でこれまで積み上げてきた小中連携の成果や実績を活かしつつ、さらに積極的な取り組みの展開が求められます。学園制を導入することを機に、関係校の教職員で以下のような項目について今一度、検討することが有効であると考えます。

- **カリキュラムの中に、子どもたちが大人になるために必要な学習経験の場がつくられているか。**
- **子どもたちの 9 年間にわたる学びを通して系統的な学びが意識されているか。**
- **中学校区単位で子どもたちや保護者、地域の現状や課題を解決しようとするカリキュラムが作られ、共有されているか。**
- **加えて、小・中学校それぞれの教職員が子どもの成長を 9 年間にわたってサポートする体制ができているか。**

- **学習活動として、習得だけでなく、活用や探究の学習場面が適切に、系統的に展開されているか。**
- **子どもたちの成長段階に応じた適切な教職員の関わり方やサポートのあり方や方法が協議されているか。**

（２）学園運営の３つの柱

上記の観点について組織的に点検・改革し、小中一貫教育をより効果的に推進するためには、大きく以下の 3 つの柱について具体的に検討し、実現できる学園運営が求められると考えます。

〇様々な人との出会い、協働から社会参画を想定した教科等の学習と総合的な学習の時間を工夫する視点
〇学園の児童生徒の課題や得意なことをもとに組み立てられた系統性のある授業づくりと独自カリキュラムの創造
〇学園に所属するすべての教職員がともに研究を進めるための研究組織と研究活動の実現

特に、1.●本市がめざす小中一貫教育で述べたとおり、未来を生きる児童生徒にとって、学びの連続性や内容の刷新および個々の子どもに対応できる柔軟な小中の段差解消のためにも、学園制を導入することをきっかけに学園に関わるすべての教職員が今一度、教育内容や組織について検討・研究する機会とすべきと考えます。

1.6 学園制推進に係る基本的方向性

以上の基本的な考え方にのっとり、下記の学園制推進に係る基本的方向性を提言します。

本市の学園制においては、次に示す各項目の推進を通じて中学校区内の各小・中学校の特色を活かしながら連携・協働し、9 年間を見すえた小中一貫教育を学園全体で積極的に推進するとともに、一体性の高い学校運営を進めることが望まれます。

なお、この学園制の基本的方向性は、今後、学園制を実施する中学校区内の各小・中学校のグループ（以下「学園」という）における現状・課題に応じた運用を行っていき、今後の各学校の実態等に応じて柔軟に運用するものと考えます。

（１）学園としての教育目標の共有

学園内の小・中学校が連携し、小中一貫教育を推進するため、「教育目標」、「めざす子ども像」及び９年間を見通したカリキュラム等の方向性を定めた「グランドデザイン」につい

て、学園で統一した内容を策定・共有することで、連続的・系統的な教育活動を進めます。また、その他の各小・中学校が策定する学校運営に係る諸計画等についても、学園の教育目標等をふまえた一体性の高い内容とします。

（２）学園の教育課程の編成・カリキュラムの充実

学園の教育目標等をふまえ、子どもたちの 9 年間を見すえた体系的な教育課程を編成します。教科等の学習については小・中学校の教職員が互いの指導内容を研究するとともに、学園の児童生徒の課題やよさを活かした授業づくりの研究が望まれます。

また、総合的な学習の時間では教科で学んだ内容を活かしながら、協働して様々な課題の解決に向き合う探究的な学習の機会を系統的につくるために、必要に応じて、学園の教育目標等の実現に向けた特色ある独自カリキュラムの導入を検討します。

（３）学園長の設置

学園を代表し、学園内における小中一貫教育の円滑な推進するため、学園長を設置します。

学園長は、学園内の各小・中学校と連携・協働しながら、学園の教育目標等に基づく教育活動・学校運営の総合調整を行います。

（４）学園名

学園の一体感を醸成するため、例えば「〇〇学園△小学校」といった統一した学園名を冠するものとします。

（５）教職員への兼務発令・乗り入れ授業・教科担任制の拡充

学園の教職員としての意識を高め、学園における小中一貫教育を円滑に行うため、学園内の教職員について、小・中学校の教職員としての兼務発令を行います。また、異なる校種間の教員による乗り入れ授業や教科担任制を拡充します。

小学校と中学校のそれぞれの教職員が授業や具体的な学校生活の中で段差を解消したり、より専門性の高い授業に触れたり、個別の子どもの支援をきめ細やかに行ったりすることで、児童生徒が安心して小学校から中学校への移行を行うことができます。教職員にとっても互いの指導内容の系統性や指導方法の学びにつながります。

（６）学園運営体制

学園内の小・中学校における運営体制については、可能な限り、共通化を図ることで小中・小小間で一体性の高い効率的な運営を進めます。特に円滑な学園運営や教育内容にかかわる研究推進に関わる共通の校務分掌を位置付けるといった取り組みによって、児童生徒の 9 年間の学びを系統的に構築し、その内容を議論することとします。

（７）学園運営のための会議及び研究組織

学園を一体的にマネジメントするため、学園長・各校長・各校代表者等により構成された学園全体の運営を推進する会議を組織します。また、必要に応じてテーマ別の分科会等の組織を設けます。会議は、定期的に開催し、学園運営のビジョンを共有するとともに、小中一貫教育に必要な取り組みを協議します。各校は協議の結果にもとづき、小中一貫教育の円滑な実施を推進します。

（８）合同研修・合同研究授業等の実施

学園内の課題の共有や今後の運営について等をテーマとした合同研修や合同研究授業を実施し、小中一貫教育の視点をふまえた教育活動の充実をめざします。

（９）コミュニティ・スクールの推進

学園の教育活動や地域の実情に応じ、小学校・中学校が連携し学校運営協議会を開催するなどの取り組みを通じて、地域に開かれた学校づくりを進めます。

また、地域住民の参画を促すため、学園としての教育活動に関する情報共有等を通じて地域人材の教育活動参画を促進します。コミュニティ・スクールを展開することで地域の様々な大人が児童生徒の学びに関心を持ち、支援し、協働する教育内容の展開が望まれています。

（１０）生徒指導

子どもたちの多様化が進み、様々な困難や課題を抱える児童生徒が増える中、子どもの成長・発達段階をふまえつつ、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばしていく教育が求められます。

生徒指導においては、様々な個別の困難や課題と向き合い、学園が安心して楽しく通える魅力ある環境となるよう、学園関係者が協働し、子どもたちの成長・発達に向けた包括的な支援をしていくことが必要です。

特に、学園の小・中学校の教職員間で、児童生徒の情報をきめ細やかに共有することで、不登校・いじめ等への適切な対応や支援に繋げるとともに、子どもたちの個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達を促進することが望まれます。

（１１）基盤整備・開校支援

本市教育委員会事務局において、小中一貫教育の視点で各学園の取り組みに関する助言・サポートを組織的、継続的に行います。また、学園開校時に重点的な財政支援・情報提供・調整補助等の支援を行います。

また、学園制の効果的な実施に向けた教職員・その他のスタッフの配置に配慮します。

学園制では施設が分離していることをふまえ、学園内の学校間における連携を促進する

ため、必要に応じて合同の会議室・交流の部屋などの施設の多機能化・複合化、電子会議システム等の施設・備品面について配慮します。

２．第八中学校区における小中一貫教育

2.1 経過

第八中学校区（第八中学校・東丘小学校・北丘小学校）では、これまで小中連携の取組みを推進しており、すでに共通の学校教育目標を確立し、それに沿ったグランドデザインも掲げ教職員の交流などを図っています。

これまで行われてきた先進的な取り組みの積み重ねを活かし、今後さらに小学校、中学校が一体化した学校運営をめざすとともに、より望ましい教育環境づくりについて体系的・継続的に行っていくためパイロット校区として、令和８年（2026 年）４月に学園制を開校します。

第八中学校区では、特に、下記の現状・課題をふまえ、子どもたちにとって、より望ましい教育環境及び教育カリキュラムづくりを進めることが望まれます。

2.2 第八中学校区の現状・課題

学力・学習状況調査等の各種データ並びに教職員へのヒアリング等を整理し、以下の特徴及び課題が確認されました。

（１）特徴

・論理的な思考力に富み、学力が相対的に高い
・与えられた課題にまじめに取り組む力がある
・穏やかで知識が豊富な子どもが多く、決められたことを守る側面がある
・家庭の社会経済的背景や教育力の高さに支えられ、比較的、学習に集中しやすい環境に恵まれている

（２）課題

・自己肯定感・ウェルビーイング（幸福感・学校の楽しさ）が相対的に低く、他者との積極的なかかわりに関心がある児童生徒が比較的少ない
・答えのない課題に取り組んだり、困難な課題をやりとげる力、新しいことにチャレンジする挑戦心に課題がみられる
・学力に関する課題は少ないものの、二極化が懸念される

2.3 教育目標及びめざす子ども像

（1）教育目標及びめざす子ども像

以上の第八中学校区の現状・課題をふまえ、これまで行われてきた、第八中学校区における、多文化教育・図書館教育・キャリア教育・児童生徒・教職員の交流等の特色ある取り組み・教育の成果や積み重ねを基礎とした、魅力ある学校づくりを進める必要があります。

以下には、令和 5 年度（2023 年度）に実施した教職員研修でのワークショップにおける議論もふまえて設定された教育目標及びめざす子ども像を示しています。

◆第八中学校区の教育目標

夢をもち　心豊かに　ともに未来を切り拓く

◆第八中学校区のめざす子ども像

もちあじを大切に　他者とつながり　チャレンジする子ども

（2）学園づくりのコンセプト

第八中学校区では、校区の教育目標「夢をもち　心豊かに　ともに　未来を切り拓く」に基づくめざす子ども像「もちあじを大切に　他者とつながり　チャレンジする子ども」を育む研究開発を 3 校が連携して進めています。

また、子どもたちのもちあじを活かしつつ、社会に主体的にかかわり、他者とともに自らの生き方を拓くことのできる力を育むために、教科等の学習、総合的な学習の時間、特別活動など様々な場面で「探究的な学習」（以下「探究学習」という）をキーワードとした授業改善と総合的な学習の時間に関連するプログラムを検討しています。

学園づくりの推進イメージを●ページに示します。

◆学園づくりの推進イメージ

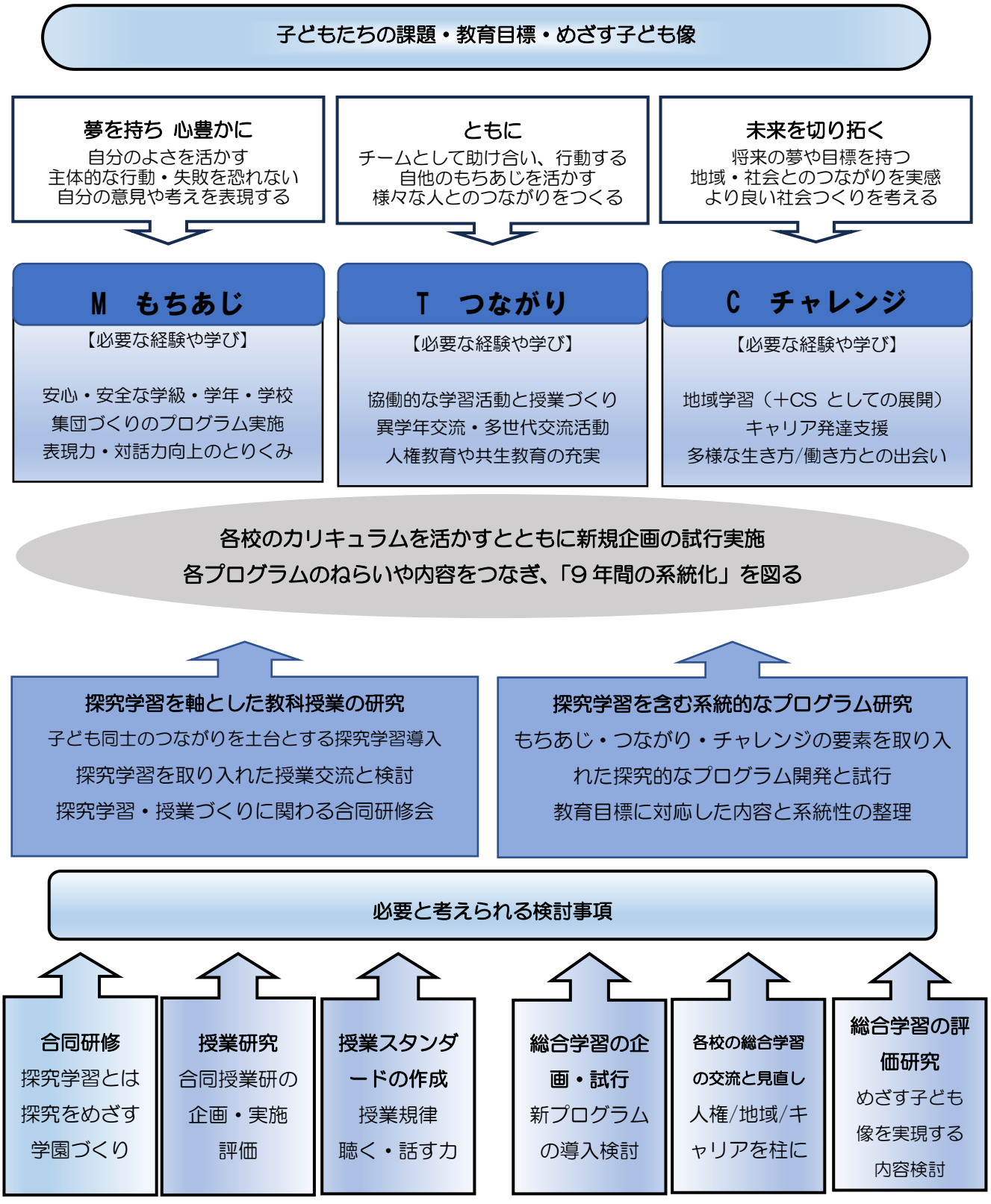

◆学園づくりの重点

教科等の学習・総合学習の時間の授業を中心に９年間を貫く探究学習のありようを研究し、発信するパイロット校として以下の項目に取り組みます

① 学園としての研究体制の構築（学園合同研修や授業研究など）
② 系統的な「探究学習プログラム」の創造・試行・検証（評価）

2.4 学園グランドデザイン

各小・中学校において、教育目標、めざす子ども像をふまえ、９年間を見通したカリキュラム等の方向性を定めたグランドデザインを作成するとともに、学園で共通した学園グランドデザインを作成することが望まれます。

◆第八中学校区　学園グランドデザイン（案）

豊中市のめざす目標像　（教育振興計画）

とよなかへの愛着と誇りを持ち、生涯にわたり健康を保ちながら学び続ける人	夢や希望を持ち、変動する社会情勢や国際社会の中でたくましく未来を切り拓く人	生命と人権を尊重し、多様性を認め合いながら、社会を共に支えあえる人

第八中学校区（学園）教育目標
夢をもち　心豊かに　ともに未来を切り拓く

第八中学校区（学園）のめざす子ども像
もちあじを大切に　他者とつながり　チャレンジする子ども

第八中学校区のめざす学校像
○ゆとりのある安定した生活を送ることができる学校
○9年間を見通して、子どもの多様な資質や能力を伸ばす系統的な学習指導や心の教育、生き方教育を展開する学校
○豊かな社会性や人間性を育てる学校

第八中学校区のめざす教職員像
○児童生徒一人一人を大切にする教職員
○学び続ける教職員
○保護者や地域に信頼される教職員

学びの連続・中学校段階への円滑な接続の視点をもとにした取組み

何ができるようになるのか（育成をめざす資質・能力）
・主体的に考え、取り組もうとする
・互いを認め合い、よりよいコミュニケーションを図る
・他者とつながり、協働する
・自分の考えや意見を、積極的に表現する

何が身についたのか（学習評価を通じた学習指導の改善）
・主体的に取組む態度
・必要な情報を収集・整理・分析し、思考したことを表現しようとする態度
・学びを人生や社会に生かそうとする態度

どのように支援するか（子どもの発達をふまえた指導）
・9 年間を見通した切れめのない子ども理解　・安心して学習できる集団作り
・特別な配慮を必要とする児童への支援の充実　・「聴き方・話し方」活動の推進

校区の子どもの実態
・穏やか　・知識が豊富　・決められたことを守る
・失敗を恐れて、自分で考えて主体的に行動すること、考えや意見を表現することが苦手

何を学ぶか
（教科等を学ぶ意義と、教科間・学校段階間のつながりをふまえた教育課程の編成）
・9 年間を見通した教育課程の編成
・総合的な学習の時間を中心とした探究的な学習の実施

どのように学ぶか（各教科等の指導計画の作成と実践、学習指導の改善・充実）
・問題発見・解決を図る活動の充実
・見通しをもって、粘り強く取り組み、次の学びにつなげる姿を育成するための授業づくり
・他者との協働を通じて、自分の考えを広げたり、深めたりする活動を取り入れた授業づくり

何が必要か（指導体制の充実、家庭・地域との連携）
・小・中学校9年間の系統的な学習指導体制・生徒指導体制
・小学校と中学校との教職員間の連携による授業の充実
・研究授業、オープンスクール、行事への相互参加　・学校図書館での小中一貫の取り組みの推進
・小・中学校の連携による支援教育の充実　・家庭、地域との連携による総合的・計画的な教育活動の推進
・行事予定・学年便り・学校便りの小・中学校間での交換など、きめ細かな連携

３．第八中学校区における学園制の基本的方向性

3.1 対象校・学校位置

豊中市立第八中学校（新千里東町３－２－１）
豊中市立東丘小学校（新千里東町３－１－１）
豊中市立北丘小学校（新千里北町２－１９－１）

施設分離型小中一貫型小・中学校（学園制）として、原則、既存の学校運営形態（就業年限、校長、校舎、通学区域等）を維持します。

3.2 開校予定時期

令和８年（2026 年）４月

3.3 スケジュール

R5(2023)年度	R6(2024)年度	R7(2025)年度	R8(2026)年度
・子どもの実態の共有	・校区グランドデザインの作成・目標設定 ・独自カリキュラムの検討・試行実施	・開校に向けた体制づくり ・独自カリキュラムの検討・試行実施 ・学園名の決定 ・学校教育審議会答申 ・（仮称）第八中学校区（〇〇学園）小中一貫教育推進方針（市計画）の策定	・小中一貫型小・中学校（学園制）開校

第八中学校区は、初の学園開校となることから学校教育審議会への諮問を行い、有識者や公募市民の議論をふまえたうえで推進体制を構築します。第八中学校区における取組は続く学園開校校区のモデル体制となるよう留意します。

本審議会の答申をふまえ、市教育委員会においては、第八中学校区の小中一貫教育推進の基本的方向性について明らかにした計画を定めることが求められます。

3.4　第八中学校区における学園制の基本的な方向性

1.●本市の学園制の基本的方向性をふまえ、第八中学校区における学園制の基本的方向性について、以下のとおり提言します。

（1）学園長

東丘小学校長・北丘小学校長・第八中学校長のうち 1 名を学園長とし、学校間の総合調整を行います。

（2）学園名等

学園名

校区の一体感を醸成するため、統一した学園名を冠するものとします。

校歌・校章

校歌・校章は、各校の取り組みの積み重ねをふまえ、既存の内容を学園開校後も継続します。

（3）兼務発令・乗り入れ授業・教科担任制の拡充

学園の教職員に兼務発令を行い、柔軟に小中連携に取り組める体制を構築します。

また、乗り入れ授業、教科担任制の拡充といった取り組みを進めます。

（4）学園運営体制

各校の独自取り組みや運営体制、校務分掌を活かしながら、可能な限り、共通化を図ることで小中・小小間で一体性の高い効率的な運営を進めます。特に円滑な学園運営や教育内容にかかわる研究推進に関わる共通の校務分掌を位置付けるといった取り組みによって、児童生徒の 9 年間の学びを系統的に構築し、その内容を議論します。

（5）学園運営のための会議及び研究組織

これまで行われてきた小中連携のためのいきいき会議等の取り組みや現行の会議体制を活かし、意思決定の迅速化や小中一貫教育推進の取り組みの継続性を担保しうる体制を推進します。

学園を一体的にマネジメントするため、学園長・各校長・各校代表者（首席等）により構成された学園全体の運営を推進する会議を組織します。また、探究的な学びをテーマとした総合学習及び教科についての研究・企画立案等を学園で協働して行うため、必要に応じてテーマ別の部会等の組織を設けます。会議は、定期的に開催し、学園運営のビジョンを共有するとともに、小中一貫教育に必要な取り組みを協議します。各校は協議の結果にもとづき、小中一貫教育の円滑な実施を推進します。

◆推進体制イメージ図

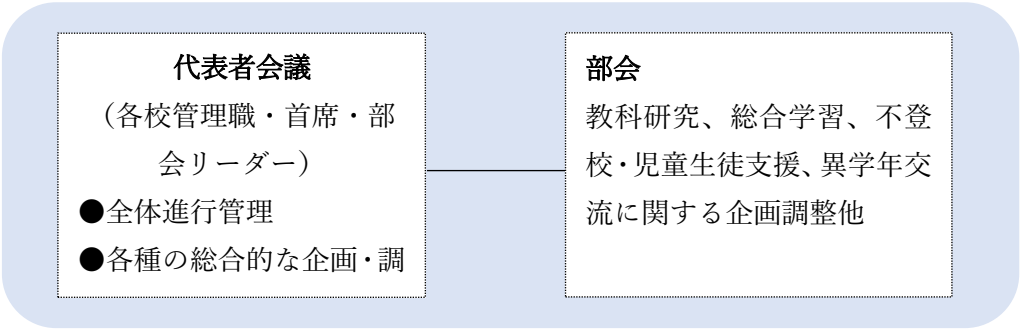

（6）合同研修・合同研究授業等の実施

学園内の課題の共有や今後の運営について等をテーマとした合同研修や合同研究授業を実施し、小中一貫教育の視点をふまえた教育活動の充実をめざします。小・中学校教職員の違いやお互いの教育活動を学びあうために、学校種別に関わらず教職員が交流できるような仕組み、行事の合同開催による異学年交流の場を設定します。

◆取り組み例

・学園合同研修の開始
・合同授業研究の実施
・行事の合同開催・行事予定の共有

（7）生徒指導

特に、学園の小・中学校の教員間で、児童生徒の情報をきめ細やかに共有することで、不登校・いじめ等への適切な対応や支援に繋げるとともに、子どもたちの個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達を促します。

（8）学校運営計画

学園の教育目標、めざす子ども像、グランドデザイン、学園の教育目標を達成するための基本方針、指導の重点を定めた学校運営計画については、学園のビジョンをふまえながら、これまでの特色ある取り組み、積み重ねを活かし、各校の特徴をふまえた内容について、各学校で検討します。

４．第八中学校区におけるカリキュラム

4.1 基本的な考え方

小中一貫教育の中核となるのは、義務教育９年間を見通し、系統性・連続性を確保した教育課程を編成・実施することです。その際、特に小・中学校の学校段階を越えたつながり（円滑な接続）及び小学校内、中学校内での異なる学年でのつながり（学びの連続）を重視し、取り組みを進めることが求められます。

また、各教科等の内容項目の指導以外に、児童生徒の実態や課題をふまえ、個々の学年・学級の指導計画レベルも含め、どのような取り組みを一貫させたり、発展的に継続させたりするのか検討することが必要です。

なお、教育活動を効果的に展開していくうえでは、個々の教職員の創意工夫を推奨することが重要です。一貫性・継続性を強める取り組みを進める際には、すべてを統一しようとするのではなく、児童・生徒の実態を勘案し、どのような取り組みを一貫させ、継続させることが望ましいか吟味したうえで、学園内での共通認識を持つことが重要です。

個々の教職員の工夫を教職員全体で共有し、効果的な取り組みが学園内に広がるような手立てを講じることやそれらの手立てを教育課程や指導計画に位置付けていくことが重要です。

4.2 具体的な取り組みの工夫例

以上に基づき、教育活動の系統性・連続性を確保する上での取り組みの工夫について示します。

・学習指導要領の確認、創意工夫された教科書の活用
・系統図や指導計画の作成、活用
・下学年の既習事項の確認
・これまで学んだ知識と知識を関連づけた指導の充実
・学力調査等の合同分析をふまえた指導の改善
・小中一貫教育の軸となる独自教科等の実施
・研究体制の構築
・取り組みの評価

５．第八中学校区における学校・保護者・地域の連携

5.1 コミュニティ・スクール

第八中学校区では、小・中学校単位の学校運営協議会を学園で一つにした学園の学校運営協議会を設置します。

学園の学校運営協議会では、学園長が中心となり、学園の現状や今後の取組みについて協議を行うこととし、保護者や地域への小中一貫教育推進に対する理解と協力をさらに得られるようにします。

また、地域住民の参画を促すため、学園としての教育活動に関する情報共有等を通じて地域人材の教育活動参画を促進します。コミュニティ・スクールを展開することで地域の様々な大人が児童生徒の学びに関心を持ち、支援し、協働する教育内容の展開が望まれています。

６．その他

6.1　小中一貫教育推進の評価等

・全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力等調査の結果を分析するなど、具体的な数値を基に学園の目標を設定します。
・各学校が実施する学校自己診断の中で、主に小中一貫教育の成果やめざす子ども像についての評価を行います。評価項目の詳細については、代表者会議等で決定します。

おわりに～新しい学園制の開始にむけて

本市のすべての小・中学校で日々展開されている授業、行事、学級経営といった、様々な場は多くの教職員の努力と願いによって支えられています。子どもたちの見せる笑顔や優しさ、ほっとするような温かい会話、何かを学び取った時のよろこび。一方で、教育活動のなかでは、自分自身の暮らしの中で抱えている寂しさや悲しみを乗り越え、自分自身の将来に希望や期待を持とうと葛藤する子どもたちへのまなざしを忘れてはなりません。

子どもたちのために私たち大人のできることは、これまでの大切にされてきた子どもたちのくらしや気持ちに丁寧に寄り添い、その解決をともに考えることと同時に、子どもたち一人一人が自立し、未来に向かう目標や展望、希望をもつための機会、自分自身に向き合う経験の場を提供することしかありません。

子どもたちに未来に立ちかう勇気を与え、困難を乗り越えようとする力を育むためにも、本市がこれまで積み上げてきた授業や学習、教育活動のすべてを今一度精査し必要な学習内容や学習方法、学習活動の見直しや今後子どもたちが求められる資質・能力を意識的に育成する教育活動やそれを実現する教育カリキュラムが必要とされているのではないでしょうか。

参考資料

以下は令和 6 年（2024 年）11 月現在の進捗状況を報告するものです。

（1）小・中学校における独自カリキュラムの試行実施：令和 6 年（2024 年）11 月現在

中学校 2 年生のキャリア学習の授業として、(株)教育と探求社が提供する「コーポレートアクセス」のプログラムを実施。全 24 コマの授業を通じて、実在する企業へのインターンを教室で体験し、働くことの意義や経済活動について学び、自分たちで未来をつくることを学ぶ。フィールドワークやアンケート調査などを体験し、企業から出される課題（ミッション）に取り組むことで、社会や企業に対する興味・関心が生まれ、生徒一人ひとりの主体性と創造性を育みます。

小学校 6 年生において、家庭科等の授業として上記同社の金融教育プログラム（全 6 コマ）を実施する予定です。

（2）総合学習の独自カリキュラム検討素案：令和 6 年（2024 年）11 月現在

八中校区　総合学習カリキュラムー覧　（案）

つけたい力	もちあじ・つながり								チャレンジ			
カテゴリー	人権教育				地域学習				キャリア教育			
					千里NT学習		防災教育					
	平和週間（1～6年）						避難訓練（1年～中3）					
1年	自分の大切さを知る	・もちあじ、誕生学等	違いを豊かだと感じる	・手話、昔遊び等	身の回りのNT ⇒ NTの昔と未来 ⇒ まちづくりへの参画	・公園たんけん 公園で季節を探そう	自分の安全を守る		自分の役割を果たす	・係活動	身の回りの仕事	・おうちの人の仕事
2年		・もちあじ、安心ルール作り等		・外国の音楽、文化に親しむ等		・NTまち探検 NTインタビューと報告会 見守り隊とまちの名人		・NT まちの安全の工夫		・係活動、1年生の学校案内、おもちゃまつり		
3年	仲間を広める	・きもち、アンガーマネジメント等	平和で共生できる社会を考える	・支援教育（ユニバーサルデザイン、車いす、アイマスク体験） ・平和（豊中空襲を学ぶ）等		・NT公共施設の見学 NTの昔と今 （地域の関係団体との出会い）	防災（公助）を学ぶ		仲間と協力する	・係活動	社会で働く人々に出会う	・働く人々の仕事を知る
4年				・LGBTQ、SDGs、世界一美しいぼくの村等		・NTの未来 （NTで活躍している人と出会おう）		・校区の防災を知ろう 防災出前授業、神戸市人と防災センター見学		・児童会活動の参加		・八中2年との交流
5年	協力・協働する			・男女共生教育、命の誕生、SDGｓと人権等		・千里ガイドブック発行① （NTに込められた願いからまちづくりの未来へ）	防災（共助）を学ぶ	・避難所開設にチャレンジ（中2と）	協働して何かする	・児童会活動への参加 林間学舎の企画・運営		・ダイハツ出前授業（ものづくりを知ろう） 八中体験①
6年				・広島平和学習と報告会、部落問題学習等		・NT紹介　動画制作/プロジェクションマッピング等 ・NTこどもマルシェ企画 （地域で企画をしている人との出会い）				・児童会活動への参加 修学旅行の企画・運営 NTこどもマルシェ実行委員会（中1と地域と）	社会参画を経験	・八中体験②（授業・クラブ） ?金曜登校（3学期月1回程度（こどもマルシェの企画） ・金融教育（Value、その他等
中学1年	社会とつながる自分	・いじめ防止プロジェクト等	社会に参画していく自分	・LGBTQ		・NTこどもマルシェ企画 （6年と一緒に企画）			社会とつながる自分をつくる	・生徒会活動 NTこどもマルシェ実行委員会（6年と地域と）	職業と生き方を考える	・（こどもマルシェの企画）
中学2年				・沖縄の文化、被爆体験伝承者による講話等		・千里ガイドブック発行② （未来への提言）		・避難所開設にチャレンジ（5年と）		・生徒会活動		・CA（企業探究学習）
中学3年				・沖縄平和学習と報告会等						・生徒会活動 修学旅行の企画・運営		

＜以下、第八中学校区代表者会議における検討資料を抜粋＞

【千里ニュータウン学習の目的】

第八中校区（学園）のとりくみのひとつとして、地域である千里ニュータウンを教材とした、9 か年にわたる系統的な地域学習を企画する。千里ニュータウンの歴史やまちづくりで大切にし

てきたこと（引き継ぐべきこと）を知るとともに、未来の千里ニュータウンを構想することで、将来、誰もが住みやすいコミュニティづくりに参画しようとする意欲や態度を育てる。

本学習プログラムは、地域学習、防災教育、市民教育（キャリア教育）の要素を兼ね備える。

【プログラムのねらい】

① 【地域学習】子どもたちがクラス千里ニュータウンの歴史を学び、まちづくりに込められた思いや願いに触れることを通して、そこに暮らす人々とのつながりを実感することで地域への愛着を育む。

② 【地域学習】ニュータウンの強みと弱み（課題）を知り、課題解決のために必要なことを考え、提案する。

③ 【防災教育】地域の防災組織や体制を知るとともに、過去の災害から命を守る大切さを学びながら、自分たちのできることを考える。

④ 【市民教育・キャリア教育】ニュータウンというまちづくりに関わる地域の様々な人々の暮らしや働き方を学ぶことを通して、自分たちがどのようなまち（コミュニティ）をめざし、そこにどのように参加していくのか（社会参画）について考える機会を創りたい。

【プログラムの構成】　「つながり」と「チャレンジ」　※千里ニュータウン（以下 NT）

- 地域（NT）のまちづくりの特徴を知る　→　校区たんけん　見守り隊との出会い
- 地域（NT）の歴史を知る　→　昔の NT のくらしやまちの様子を知る
- NT を作ってきた人々の思いや願いに触れる　→　NT を作ってきた人々との出会い
- 未来の NT を知る（NT の課題を知る）　→　新たな NT づくりに関わっている人との出会い
- 未来の NT に自分たちはどのように参加するのか　まちづくりの提言　地域イベントへの参加

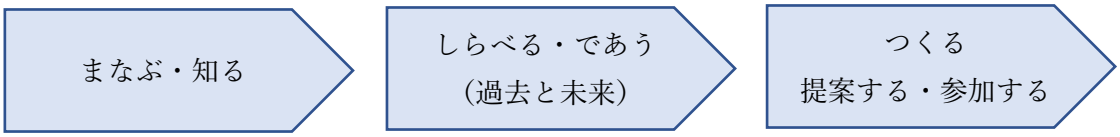

地域学習を中心に　探究学習の手法を導入　調べたことを発信する　課題解決の提案　イベント企画への参加

【カリキュラムの流れ（例）】

	主なプログラム	参　　考
1 年	【地域学習】校区の公園を探検しよう たなばた祭り（地域との交流会）	校区の公園を訪ねる 公園の秘密を探そう
2 年	【地域学習】NT まちたんけん（他校区も） まちの人に出会う まちの人への報告会	まちづくりの工夫を探そう　フィールドワーク NT のステキ発表会 ～見守られている感覚が持てるか
3 年	【地域学習】 NT の公共施設を訪問しよう むかしの NT とくらしを知ろう	千里コラボを訪ねる ディスカバリー千里のメンバーに出会う
4 年	【防災教育①】 校区の防災を調べよう 校区の文化と歴史 NT のまちづくりへの願いを知ろう	地域自治協議会に防災について聞く NT のまちづくりの歴史や工夫を調べよう
5 年	【防災教育②】神戸の震災に学ぶ	地域防災士（語り部）からの聴き取り学習 神戸「人と防災未来センターの見学」等 被災地との交流（学校・地域・ジュニアチーム） ＊クラブ活動に導入できないか
6 年	【地域学習・市民教育】 千里 NT のイベントを調べよう いろいろな人が共生するまちづくりへ	NT の仕掛け人に会おう 私たちができることは…発信
6 年	【市民教育】 つつじマルシェ　前夜祭を企画しよう 国語）まちの幸福論～コミュニティデザイン	動画編集を作成・発信 ドキュメント「こどもマルシェ」作成 企画会議への参加・交流
中 1	【地域学習・市民学習】 千里 Guide Book の作成 （印刷にこだわらない） （千里 NT の過去・現在・未来）を作ろう せんり版 WHO’s WHO　作成	動画編集で作成→発信 千里の有名人にインタビュー「未来への提言」 自分たちの考えた課題と提案を作成 ＊地域ボランティアクラブ活動ができないか
中 2	【防災教育③・市民教育】	避難所運営ゲーム（HUG）の活用

	避難所の開設・運営を体験してみよう	防災ゲーム http://www.sbk.or.jp/hikeshi/（市民防災研究所） https://asobi-bosai.com/blog/20201113565/（あそび防災プロジェクト）
中 3		

【防災教育】

（参考：神戸市防災教育のねらい　　副読本『しあわせ はこぼう』）

震災体験から学んだ教訓を生かす　　命の大切さ、生きるということの意味、人間と自然の在り方、人と人とのつながり等、震災から学んだことを生かします。

防災・減災　　災害の予防、災害時の被害の抑制、災害復旧などについて学習を深めて、「自分の命は自分で守る力」を身に付けた子どもたちを育成します。

思いの共有化　震災を体験していない子どもたちが、相手に寄りそい、震災の痛みを理解することで、人と人とのつながりをつくります。

防災ジュニアチームの活動

（３）授業研究の考え方（案）：令和 6 年（2024 年）11 月現在

＜以下、第八中学校区第２回分科会（授業改善）資料を抜粋＞

2024.10.31　授業改善分科会　資料

第八中学校区　次年度の授業研究について（案）

前回の分科会の議論を受け、三校校長会議や教育委員会で検討した結果、今回の分科会に下記の提案をします。今年度中に教科授業研究の日程や進め方、学園と各校の研究活動との調整を進めたいと考えています。

１．教科教育研究の共通テーマの設定

学園として、「めざす子ども像」に必要な力を育むため、教科授業の研究について校種や教科を越えた共通のテーマをメインテーマとする。

これまでの各校の研究テーマや教科については、必要に応じて、サブテーマとして設定する。

テーマ例

「もちあじ・つながり」の柱から、

「自他のよさをみとめあい、積極的に自分の考えや意見を表現しあう力の育成」

「チャレンジ」の柱から、

「習得・活用・探究の学びの過程をとおして、主体的に課題解決を図ろうとする力の育成」

2　研究体制について

① 各教科等を中心に、年間 3 回の合同の研究授業を実施する。

② 研究授業は、各校１回ずつ担当する。また、9 年間を見通した検討のため、偏りがないように低学年で１回、高学年で１回・中学校と 3 つの学年で実施する。（学年単位可）

③ 授業公開後に、公開学級ごとに事後研究会を行い、研究テーマについて、９年間の連続した指導のためにどのような視点が必要か、何を大切にするのか等、意見交換を行う。

④ 次年度以降は、研究授業における子どもの様子や変容を視点とした授業観察シートの作成や事後研究会での討議内容について等を検討。

3　次年度に向けた準備

① 【学園として】合同研究授業の日程（←代表者会から提案）

② 【学園として】共通の研究テーマを検討・提案

③ 【各　校　で】これまでの研究を大切にしつつ、学園での研究との調整について検討する。

・これまでの重点的に扱う研究教科との調整（校内重点研究教科の継続・設定も可）

・研究にかかわる校内年間スケジュールと合同授業研との日程調整（校内で公開授業等実施する場合）

④ 【各　校　で】従来の各校で行われている研究活動や公開授業などの取組みを継続する場合は、可能な限り学園に開く。（参加可能にする）

研究テーマについて

- 「めざす子ども像」に向けてどんな力をつけていきたいか、ということを３校で意識し、授業におとしこんでいくために設定する。
- 各校の先生方が、「校区として子どもたちにこんな力をつけたい、そのために各教科等でこんな取り組みをしている」ということが語れるようになることを大切にする。

- 記載はあくまで例。テーマが２つあると目標・取組みが分散する可能性があるため、１つにしていくのが望ましいとも考えられる。

研究教科について

「探究＝総合的な学習の時間」ではなく、総合的な学習の時間もふくめた各教科等においても「習得・活用・探究」という学びの過程をとおして、「深い学び」につなげる。そのために、教科等を越えて、つけたい力をみすえた授業を行っていく。

各校での検討事項について

- これまで、算数や国語を中心に研究をすすめてきた学校もあるため、その流れをくみつつ、校区の研究テーマとつなげることの検討が必要と考えている。
- 各校での研究授業・公開授業の回数、持ち方についても、これまでの取組みをふまえて各校で検討する。